

令和8年度ぐんま元気な食環境づくりプロジェクトイベント・プロモーション 業務委託仕様書

1 業務の名称

「令和8年度ぐんま元気な食環境づくりプロジェクトイベント・プロモーション業務委託」

2 業務の趣旨・目的

個人の健康は、社会環境の影響を受けることから、健康課題を重大な社会課題として捉え社会全体で個人の健康を支え、守る環境づくりに取り組む必要がある。

群馬県では、活力ある健康長寿社会の実現を目指し、優先して取り組むべき栄養課題である「食塩摂取量の減少」等に向けて、産学官等が連携・協働し、自然に健康になれる食環境づくりを推進する。

健康に関心の薄い人を含めたすべての県民が、栄養面に配慮した食品を選択しやすくなり、日常の食生活が改善されるよう、令和8年度は産学官等で構成するプラットフォームを設立し、健康課題に取り組む事業者を増やし、参画登録企業数50社を目指す。

本事業は、プラットフォームの設立や食環境づくりの重要性等について周知・啓発を行い、事業者等の関心を高め、取組推進につなげるものである。

また、県民が栄養面に配慮した食品を選択するためには、事業者の取組への理解や、食生活に関する正しい知識・スキルを身につけ、実践することが必要である。このことから、本事業では県民への普及啓発もあわせて実施するものである。

3 実施委託期間

委託契約締結日～令和9年3月31日まで

4 業務内容

参画登録企業数の目標（50社／年）を達成するべく、効果的な周知啓発を行う。

(1) 普及啓発セミナーの実施

社会全体で食環境づくりを推進していくため、企業向けと県民向けのセミナーを開催する。

ア 企業向け（2回）

企業が活動の中で減塩等の取組を推進することについて関心を高めるセミナーを企画し、運営する。なお、セミナーの実施時期及び実施場所については、委託者と協議の上、選定する。

(ア) 回数 2回

(イ) ターゲット層 県内食品関係事業者（飲食店、宿泊施設等を含む）

(ウ) 開催時期 令和8年9月頃、12月頃

(エ) 場所 委託者と協議の上、選定する。

(オ) 内容 以下を満たした内容とすること。

- ・講演や、減塩・バランスのよい食事に向けた取組をしている企業からの事例発表などを通して、企業が活動の中で食環境づくりを推進することのメリットや、効果的な実施方法について理解を深められること。
- ・参加企業同士が取組状況などについて情報交換が行えること。

イ 県民向け（1回）

30～40歳代の働き世代が普段の食生活において減塩やバランスの良い食事を実践できるよう、関心を高めるセミナーを企画し、運営する。なお、セミナーの実施時期及び実施場所については、委託者と協議の上、選定する。

- (ア) 回数 1回
- (イ) ターゲット層 働き世代（主に30～40歳代）（健康に関心が薄い層も含む）
- (ウ) 開催時期 令和8年12月～令和9年1月頃
- (エ) 場所 県内でターゲット層が立ち寄りやすい場所
（商業施設など広く集客が見込める場所）
- (オ) 内容 以下の内容を満たした内容とすること。
・普段の食生活を楽しみながら、おいしく、減塩、バランスの良い食事を実践するためのポイントや方法について、理解を深められること。
・企業、関係団体と協力した内容とすること。

<業務内容>

- ・企画立案及び事業計画（運営マニュアル・事業スケジュール）作成
- ・会場、出演者の選定・連絡・調整、必要経費の支出
※会場、出演者の決定は、群馬県と協議の上で行うものとする。
- ・広報資材（ポスター、チラシ）の作成、周知・広報
- ・参加者の募集、とりまとめ、名簿の作成
- ・次第・レジュメ等の作成及び必要部数の印刷（原稿がカラーのものは、配布用もカラーとすること）
- ・セミナー当日の運営（参加者の受付、ステージの司会進行、会場設営・管理、展示物及び機材の保守点検、来場者数のカウント、アンケートの実施等）
※会場設営・撤去は、会場設計、レイアウト作成、音響設備、発電設備、看板、装飾、機材、安全対策・動線確保を含む。
- ・後日オンデマンド配信に係るセミナー当日の動画撮影・編集（動画撮影に係る機材等の手配、編集並びにこれらに付随する業務一式）
- ・セミナーの効果検証（アンケートの作成・実施、集計・分析）
※アンケートは対象者に応じて最も高い回収率が見込まれる方法で実施する。
また、アンケート内容は群馬県と協議の上決定する。

<業務実施における留意事項>

セミナーの企画・実施にあたっては以下に留意すること。

●企画、広報

- ・ターゲット層の参加につながるよう、出演者、実施場所、周知・広報などに工夫を盛り込むこと。
- ・ステージ上のレイアウト・演出については、本事業の趣旨及び目的を踏まえて提案すること。
- ・県が行う情報発信（広報誌、公式SNS等）だけでなく、受託者が保有する媒体の活用や協力企業を巻き込んだPRを実施すること。
- ・委託者が情報提供する場（県主催イベントや団体のイベント等）の活用はもちろん、協力、企業主催のイベントなど、それ以外の広報の場を積極的に確保し、広報活動を行うこと。
- ・委託者が本業務を県媒体等でPRする際には、本業務を効果的にPRできるよう、元データの作成や素材データ等の提供を行うこと。

●当日の設営・進行

- ・資機材等の搬入にあたっては、会場の導線なども十分に検討した上で、安全に考慮しながら円滑に行うこと。

- ・演出に必要な資材を用意するとともに、出演者向けの飲料や備品について手配すること。
- ・イベント等の円滑な運営、事故等の防止、不測の事態にも迅速に対応できるよう必要な人員を配置し運営体制を構築すること。
- ・運営マニュアルを作成し、イベント当日から逆算して1週間前までに進行内容の説明を行うこと。
- ・その他、当日の運営に必要な業務を行うこと。

●オンデマンド配信用動画の撮影・編集

- ・撮影については、参加者が映り込まないように画角等に配慮すること。やむを得ず映り込んでしまう場合には、モザイクやぼかしなどの編集処理を行うこと。
- ・ターゲット層が見やすい動画の構成とし、適切な編集を行うこと。
- ・オンデマンド配信用の動画公開をすることについて、イベント前に受託者が出演者と調整して理解を得ること。

(2) メディアキャンペーン

プラットフォームの参画事業者の募集や、適切な食生活の重要性等について、メディアや交通機関、SNS等を活用して周知を行う。ターゲットごとの詳細な啓発内容は委託者と協議の上、決定する。

ア ターゲット層及び内容

(ア) 県民

- ・事業者における食環境づくりの取組
- ・減塩、バランスの良い食事など適切な食生活を行うことの重要性、普段の食生活での実践のポイント

(イ) 食品事業者

- ・プラットフォームの概要、参画募集
- ・事業者による食環境づくりの重要性、取組を行うことのメリット
- ・食品事業者による食環境づくりの取組事例

イ 「元気県ぐんま21（第3次）」普及推進月間にあわせた啓発

「(2)ア ターゲット層及び内容」について啓発を行う。なお、方法は受託者が提案すること。

(ア) 方法、期間、回数

- ・電車中吊り広告（1か月間以上）
- ・県内主要駅でのデジタルサイネージ（1か月間以上）
- ・ラジオCM（30本以上）
- ・新聞（1回以上）
- ・そのほか効果的な周知方法があれば提案すること

(イ) 時期

令和8年9月頃

ウ その他の啓発（自由提案）

「(2)ア ターゲット層及び内容」を効果的に周知する方法、内容を受託者が提案し、実施する。実施時期、期間、啓発回数についても受託者から提案すること。

<業務内容>

- ・メディアキャンペーンに係る必要資材のデザイン作成・印刷
- ・関係機関との調整・連携による周知啓発

(3) ロゴデザインの制作

デザインの制作にあたっては、以下の点に留意する。ロゴの文言等は委託者と協議の上、決定する。また、ロゴの使用にあたりマニュアルを作成する。

ア ロゴデザイン

- ・プラットフォームの愛称を広く周知する内容とすること。愛称は委託者が決定する。
- ・プラットフォームの趣旨、テーマに沿った内容とすること。
- ・プラットフォームの参画事業者も活用しやすいデザインとすること。
- ・「群馬県らしさ」を表現したデザインとすること。
- ・シンプルで誰にとってもわかりやすいデザインとすること。
- ・オリジナリティのある内容とすること。

イ ログスマニュアル

以下の内容を記載すること。

- ・ロゴの説明（コンセプトを含む）
- ・ロゴのクリア（余白）スペース、最小サイズ
- ・使用にあたっての禁止事項

ウ 注意事項

- ・ロゴのモチーフ、構成およびコンセプトが明確に異なる独立したデザイン案を5種類以上提出すること。なお、ロゴデザイン案は、単なる配色変更、書体変更、レイアウトの微調整等によるバリエーション提案は不可とする。
- ・デザイン案は国内外を問わず第三者の既存ロゴ、商標、キャラクター、デザイン等を模倣または流用したものではない、完全なオリジナル作品であることとし、著作権 其他一切の第三者の権利を侵害しないこと。

エ 成果品

ロゴデータ（PDF、JPEG、AI データ）、マニュアル（PDF）

オ 納期

令和8年7月3日（金）

<業務内容>

- ・ロゴマークの制作
- ・ログスマニュアルの作成

（4）啓発資材のデザイン作成・印刷

4（3）で作成したロゴを用いて、プラットフォームを周知する啓発資材をデザイン作成・印刷をする。なお、啓発資材の詳細な仕様については委託者と協議の上、決定する

ア 啓発資材及び仕様

（ア）チラシ2種類 10,000部/1種類 程度

A4両面フルカラー、

（イ）ポスター2種類 500部/1種類 程度

B2フルカラー、コート紙（四六判110kg）

（ウ）ステッカー 500部程度

シール、耐久性に優れた素材であること

（エ）のぼり旗 200基程度（ポール、注水台は含まない）

大きさ W450mm×H1800mm、トロマット製（又は同等の耐久性に優れたもの）

（オ）卓上ミニのぼり旗 500基程度（ポール、台座を含む）

大きさ W100mm×H300mm、片面カラー、ポール、台座を含む、個包装とする

（カ）ロールアップバナー 15基程度

（キ）そのほか周知にあたり効果的な啓発資材があれば提案すること

イ 納期

啓発資材一式：令和8年8月12日（水）

<業務内容>

・啓発資材のデザイン作成・印刷

5 業務の進捗管理

(1) 実施計画書の作成

受託者は、契約締結後2週間以内に事業計画書を提出し、委託者の承認を得ること。

(2) 打合せ

委託業務を円滑に実行するため、委託者と適宜打合せを行うこと。

6 関係機関との調整、協議等

- ・上記業務を実施するにあたり、必要な関係者等との調整を行い、企画段階から委託者への提案、協議を行うこと。また、関係機関との会議や打合せが行われる場合は、委託者と調整、連携して出席し、事前に資料の作成等の準備や説明を行うこと。
- ・作業の進行管理、監督等を行うこと。
- ・セミナー開催等に係る各種申請書関係等の必要書類についても、受託者で作成・提出すること。
- ・再委託を行う場合は、委託者と協議の上行うこと。

7 成果品

受託者は、本業務について、以下に定めるとおり成果品を納入するものとする。

(1) 成果品

- ア 業務完了届
- イ 普及啓発セミナーの実施報告（来場者数、アンケート結果等）
- ウ 普及啓発セミナーの参加者情報（リスト、付随情報含む）、資料
- エ 普及啓発セミナーの動画データ
- オ ロゴデータ、マニュアル
- カ 啓発資材
- キ その他委託者が指示したもの

(2) 納入方法

- ・報告書（電子データ（PDF形式及びMicrosoft Office製品と互換性のある編集可能な形式）一式）を委託者へ納入すること。
- ・動画データ（mp4形式）
- ・ロゴデータ（PDF、JPEG、AIデータ）、マニュアル（PDF）
- ・啓発資材（PDF、JPEG、AIデータ、印刷物）

(3) 納期

令和9年3月31日（水）

8 完了検査

(1) 受託者は、本業務の完了後に県の検査を受けるものとする。

(2) 受託者は、検査の結果、県から補正の指示があった場合は、速やかに補正を行い、再検査の合格をもって完了とする。

9 実施体制

- ・業務全体を統括するための責任者を置くこと。また、従事者を明記した体制を示す書類を委託者に提出すること。なお、責任者を変更する場合は、あらかじめ連絡すること。

- ・本業務に関わる責任者及び担当者は、本事業の趣旨・内容を十分に理解し、業務に必要な知識、能力、経験、十分なコミュニケーション能力を有する人材を配置するほか、適切な課題解決策、方法論等を提案でき、実績や知見、新たな発想等に基づいて、円滑・確実にプロジェクト推進できる能力を有すること。また、プロジェクトの要員の作業分担と作業量を適切に把握・管理し、計画の遅れが生じるなど課題・問題等が発生した場合は、早急に原因を調査し、要員の追加や担当者の変更等、体制の見直しを含みリカバリープランを提示し、委託者の承認を得た上で、これを実施すること。
- ・受託者は、委託者の視点に立って、本業務が効率的かつ適正に実施されるように、また、本業務の目的や委託者の要求するサービス水準を達成できるように、すべての工程における業務管理（各作業の進捗状況の把握、要件の指摘、問題点の早期発見と課題解決策の検討、委託者への迅速な状況報告等）を徹底すること。

10 委託業務内容の変更等

本仕様書に示す内容について、契約締結後に変更する場合がある。その場合は、県と協議の上で、内容や金額の変更等について決定する。

11 権利関係

- (1) 本業務により作成した製作物や成果物は、他者の知的財産権を侵すものではないこと。
- (2) 本業務に関する所有権、著作権は、著作者人格権等譲渡になじまない権利を除き委託者に帰属し、委託者は、受託者に事前の連絡なく本業務の成果を二次的に利用できるものであること。
ただし、成果品に受託者または第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改編したものを含む。）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するが、委託者は、本業務の成果品等を利用するために必要な範囲においてこれを無償で利用できるものとし、受託者はその為に必要な著作権処理を行うこととする。
- (3) 本業務の中で使用するコンテンツ、受託者の創案した発想、アイデアまたは作成した映像の中で、すでに他のものが所有権、著作権を持つものがある場合には、受託者において承諾を得るとともに、これに係る必要経費は受託者負担とする。
- (4) 受託者は、使用する写真の被写体が人物の場合、あらかじめ肖像権の侵害が生じないように対応すること。

12 損害賠償と事故報告

- (1) 本業務中に生じた諸事故や第三者に与えた損害については、受託者が一切の責任を負うものとする。なお、事故等が発生した場合は、処理経過等について、委託者に速やかに報告すること。
- (2) 委託の成果物に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、受託者の責任と負担によりこれを解決するとともに、委託者に損害が生じた場合には、その損害を賠償しなければならない。

13 秘密の遵守・個人情報の取得・保護・管理等

- (1) 受託者は、本業務の実施上知り得た情報を機密情報として扱い、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。また、契約期間終了後も同様とする。
- (2) 受託者は、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- (3) 業務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報保護法を遵守するとともに、契約時に定める「個人情報の保護に関する特記事項」を遵守しなければならない。
- (4) 受託者は、成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

14 関係法令の遵守

業務の実施に当たって、受託者は労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法等その他関連法令を遵守すること。

15 再委託等の制限

受託者は、本事業の全部又は一部を再委託若しくは請け負わせてはならない。
ただし、事前に書面にて協議の上委託者の承諾を得たときは、この限りではない。

16 その他

- ・業務実施に当たっては、本県担当者と連絡を密にとり、情報を共有し、十分に協議を行いながら進めること。
- ・実施内容に応じて、「動産総合保険」「貨物保険」「傷害保険」「施設賠償保険」等、適切な保険へ加入すること。
- ・この仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた場合は、委託者と協議のうえ決定すること。事業の執行段階において協議の上、仕様書の内容を変更することがある。
- ・受託者は業務に係る各種検査が行われる場合は協力すること。また、委託者は随時業務に立ち会うことができるものとする。
- ・本事業は国の交付金を活用したものであり、事業で使用した帳票類は事業終了の翌年度から5年間保管すること。
- ・本委託事業の実施に当たり要した経費は、使用目的（購入物の場合は具体的な品目）、支払先、金額の根拠や支払時期等を確認できる領収書等の証明書類を整備しておくこと。